

○小諸市福祉有償運送運営協議会設置条例

平成26年3月26日

条例第5号

改正 平成27年8月3日条例第34号

平成30年12月18日条例第35号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定による市内において行うNPO法人等による福祉有償運送に係る登録等に関し、必要な事項を協議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、小諸市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) NPO法人等 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。）

第49条第1項第2号に規定する特定非営利活動法人等をいう。

(2) 福祉有償運送 省令第49条第1項第3号の規定による、NPO法人等が乗車定員11人未満の自動車を使用して行う、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて省令第51条の25の名簿に記載されている者及びその付添人の運送をいう。

(平27条例34・一部改正)

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

(1) 法第79条の規定による登録（法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）について、法第79条の4第1項第5号の規定による福祉有償運送に係る合意に関すること。

(2) 法第79条の8第2項の規定による福祉有償運送に係る対価に関すること。

(3) 法第79条の12第1項第4号の規定による福祉有償運送に係る合意の解除に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 長野運輸支局長が指定する職員

(3) タクシー事業者の代表

(4) タクシー運転者の代表

(5) 福祉有償運送の利用者の代表

(6) 市民

(7) 社会福祉協議会の職員

(8) 市長の指定する職員

(9) その他市長が必要と認める者

3 前項第6号に掲げる市民は、小諸市自治基本条例（平成22年小諸市条例第1号）第3条第1号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、保健福祉部厚生課において行う。

（平30条例35・一部改正）

（補則）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月3日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月18日条例第35号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。